

平成23年(ワ)第1291号、平成24年(ワ)第441号、平成25年(ワ)第516号、  
平成26年(ワ)第328号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1337名

被告 被告株式会社

## 準備書面 (62)

2016年 4月 19日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 薦 田 伸 夫  
弁護士 東 俊 一  
弁護士 高 田 義 之  
弁護士 今 川 正 章  
弁護士 中 川 創 太  
弁護士 中 尾 英 二  
弁護士 谷 脇 和 仁  
弁護士 山 口 剛 史  
弁護士 定 者 吉 人  
弁護士 足 立 修 一  
弁護士 端 野 真  
弁護士 橋 本 貴 司  
弁護士 山 本 尚 吾  
弁護士 高 丸 雄 介  
弁護士 南 拓 人  
弁護士 東 翔

訴訟復代理人

弁護士 内 山 成 樹  
弁護士 只 野 靖

## 記

1 平成27年11月8日・9日、国と愛媛県は、原発周辺地域で、伊方原発での重大事故を想定して「原子力総合防災訓練」を実施した。

その訓練では、三崎地区の住民が、陸上自衛隊多用途支援艦「げんかい」と民間フェリーで、三崎港から大分県の佐賀関港へ避難した。

しかし報道によれば、訓練に参加した住民からは、

「一部でこれだけごった返す。実際の事故時に港まで来られるのか。」

「高齢者が多ければスムーズな移動はできない。もし誰かが転べば、大変なことになる。」

「津波が来たら大型船は入れず、港も使えない。」

と避難計画に疑問の声が絶えなかったとされている（愛媛新聞記事・甲第275号証の2）。

2 このような住民の不安の声の背景には、佐田岬半島の特異な地形と、伊方原発の立地の関係がある。

佐田岬半島は、四国から西方の九州との間の速吸瀬戸に向けて約40キロにわたり細長く突き出した半島である。伊方原発は、その半島の東端の付け根の部分に位置する。

原発の重大事故が発生した場合、原発から西の住民は主に船で大分県に避難するものとされている。上記の訓練は、その船での避難を想定したものであった。

伊方原発から西側には、40集落・約5000人の住民が暮らしている。これらの集落の特徴は、起伏が激しい斜面に位置し、狭い坂道が多い上に、海沿いの集落は海拔が極端に低く、津波が直撃する。そして三波川変成帯のもろい地質である。そのため伊方町作成の防災マップをみても、集落の多くが「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険溪流」の全て又はいずれかを抱えている。

巨大地震と巨大津波は、これらの集落を襲う。そうすると家屋の崩壊、山麓・坂道の崩壊が各地で発生することは必然である。その結果住民は、避難しようにも家

屋から出られない。また半島の尾根筋を通っている唯一の横断道である国道197号線まで集落から通じる道が崩壊し、避難港の三崎港まで移動できない事態が容易に想像されるのである。さらに住民の避難拠点として予定されているこの三崎港は、佐田岬半島の南岸に位置し、宇和海から豊後水道を経て太平洋に面している。そうすると南海トラフを中心とした巨大地震による津波が発生した場合、津波の直撃を受け壊滅的打撃を被る可能性が高い。およそ船舶による避難に使用できる港ではない。

上記避難訓練の際の地元住民の不安の声は、まさにこのような佐田岬半島の特徴を踏まえたものである。県の広域避難計画は、およそ現実を無視したものとはいえない（甲第322号証）。

3 また、伊方町は町内全地区別の避難計画づくりを始めている。その中では、避難については、自家用車の「乗り合わせ」とともに、県の手配によるバス避難が検討されており、愛媛県は県バス協会との間で「災害時の人員等の輸送に関する協定」を締結している。

しかし報道によれば、同協会事務局としては、「運転手の被ばくや車両の汚染も考えられる」として、「現段階では必ずしも原発事故を含めた協定とは考えていない」と述べられたとされている（甲第323号証）。

伊方原発が事故を起こして放射能漏れが発生した時に、果たして民間のバス業者が、「運転手の被ばくや車両の汚染」を覚悟で、県の要請に応じて原発周辺までバスを配車し、住民避難にあたることができるのか、上記愛媛新聞記事で「事故時の確保には懸念も残る」と指摘されているように、このバス避難も全く現実性のない避難計画であるといわねばならない。

以上